

子どもたちの理解を誤らせるリニア漫画・STOP！署名

・・・「リニアまんが訴訟」の裁量権に公正・賢明な判決を・・・

2018年1月に山梨県が発行したまんが冊子『リニアで変わるやまなしの姿』は、約1200万円の費用をかけて15万部を発行し、小中高校生を中心に県内全域に配布されました。

しかしその内容は、「速くて便利」ばかりが強調され、県内で発生するであろうさまざまな被害、たとえば騒音、日照、水涸れ、残土処理、電磁波などについてはいっさい盛り込まれていません。つまりリニアについて県民が知るべき情報がきわめて偏っており、リニアの公正な情報が県民に伝えられていないのです。しかもこれがサブテキストとして県内諸学校に配布されたために、生徒たちに「リニアはよいもの」というイメージだけが誤って伝わってしまっています。この事業は一民間企業の事業です。それを行政が県民の税金を使って宣伝する結果となっているのです。

そこで県内10名の住民が、山梨県知事を相手方として、2018年7月に費用の返済を求める住民訴訟を甲府地方裁判所に起しました。平成30年（行ウ）第2号損害賠償請求事件です。この訴訟で原告たちが求めたものは、損害賠償もさることながら、行政はその裁量権において何をしても許されるのか、たとえ公正さが欠けてもその行為は正当化されるのか、という裁量権の範囲を裁判所に判示してもらうことでした。

提訴から1年余、原告たちはくり返し裁量権の範囲はいかにあるべきかを書面の中で問うて来ましたが、被告の山梨県は一切それに答えず、法廷においては何の議論もなされぬまま結審に向かいつつあります。

裁判所におかれましては、どうか裁量権の範囲の認定に踏み込んで、我が国の裁判史上においては画期的とも言うべき判決を示され、公正、賢明なご判断を示されるよう願っております。

2020年1月10日

「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」の公正・賢明な判決を願う市民有志の会

代表 山梨大学名誉教授 伊藤 洋

「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」原告代表 川村 晃生 ・ 野沢 今朝幸

氏 名	住 所

署名〆切 : 2019年12月31日

署名集約先 : 〒400-0106 甲斐市岩森1821-18

上野より子

〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2234-1

楠原 美鶴

問合せ先 : 川村 晃生

(055) 252-0288